

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

国立都市計画道路 7・4・1 号鶉久保上峯下線

2 理由

東京都では、踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断等の問題を解消するため、平成 16 年 6 月に「踏切対策基本方針」を策定し、東日本旅客鉄道南武線矢川駅から立川駅付近を、鉄道立体化の検討対象区間に位置づけ、連続立体交差事業を進めていくこととしている。

「国立市都市計画マスタープラン第 2 次改訂版」(平成 30 年 6 月)では、谷保駅及び矢川駅を中心とする地区を「地域拠点」に位置付け、東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差事業の促進等により、道路・交通環境を整備し、地域間の接続・連携を強化することとしている。

また、「南武線沿線まちづくり方針」(令和 4 年 3 月)では、鉄道が立体化された後のまちの将来像や基盤整備の方針を示し、さらに「矢川駅周辺基盤整備計画」(令和 6 年 3 月)では、矢川駅南口の交通広場や交通広場へアクセスする道路の整備案を提示している。

これらのことから進める東日本旅客鉄道南武線谷保駅から立川駅間の連続立体交差化計画に伴い、東日本旅客鉄道南武線矢川駅周辺の交通結節点機能の強化、安全な歩行環境の確保及び円滑な交通環境の形成を図る。また、矢川駅南側の周辺道路においては、消防車などの緊急車両が入れない狭あいな道路があり、防災や救命の観点からも、交通広場を含む区画街路について都市計画決定するものである。